

奈良市監査委員告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 7 年 11 月 19 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 植 村 佳 史
同 柳 田 昌 孝

障がい福祉課

監査結果公表日 令和 7 年 3 月 31 日（奈良市監査委員告示第 8 号）

措置結果通知日 令和 7 年 10 月 6 日

[監査の結果]	[措置の内容]
奈良市地域自立支援協議会の委員に対し、旅費が支給されていたが、支払うための根拠の意思決定が行われていなかった。 職員等の旅費に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 3 号）第 3 条に基づく旅費を支給する場合、同条例第 13 条に基づく協議が必要となることから、決裁を経た上で適正に支給されたい。	奈良市地域自立支援協議会の委員に対する旅費について、職員等の旅費に関する条例第 3 条に基づき旅費を支給する旨を令和 7 年 4 月 1 日付けで決裁しました。 その決裁に基づき令和 7 年 7 月開催分について旅費を支給しました。

監査結果公表日 令和 7 年 3 月 31 日（奈良市監査委員告示第 8 号）

措置結果通知日 令和 7 年 10 月 9 日

[監査の結果]	[措置の内容]
附属機関である介護給付費等の支給に関する審査会の委員に対し、報酬のみが支給され、費用弁償は支給されていなかった。 当該審査会の委員は、非常勤特別職として委嘱されているものであり、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 30 号）第 3 条に費用弁償に関する規定があることから、委員としての活動に関する費用弁償は、同条例に基づき適正に支給されたい。	介護給付費等の支給に関する審査会の委員に対する費用弁償について、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例第 3 条に基づき、令和 7 年 4 月開催分から支給するよう改めました。